

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例

昭和二十九年六月三十日
三重県条例第六十号

改正 昭和三四年 七月一〇日三重県条例第三七昭和四二年 七月一日三重県条例第二
号 七号

昭和五七年 三月二九日三重県条例第一七昭和六〇年一二月二七日三重県条例第四
号 九号

警察官に協力援助した者の災害給付に関する条例を、ここに公布する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例
題名改正〔昭和三四年条例三七号〕

(趣旨)

第一条 この条例は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第四条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、県が行なう給付についての実施機関及び給付の範囲、金額、支給方法その他給付に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和三四年条例三七号・四二年二七号〕

(実施機関及び権限)

第二条 法第二条及び第三条の規定に基づき、県が行なう給付についての実施機関は、警察本部とする。

2 前項に規定する実施機関の権限は、次の各号に掲げるものとし、警察本部長（以下「本部長」という。）が行なうものとする。

- 一 法第二条に規定する警察官に協力援助したための災害であるかどうかの認定
- 二 療養の実施
- 三 次条で準用する警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「政令」という。）第五条の規定による給付基礎額の決定
- 四 法第五条第二項に規定する休業給付を行なうかどうかの決定
- 五 給付金額の決定

全部改正〔昭和四二年条例二七号〕

(給付の範囲、金額、支給方法等)

第三条 給付の範囲、金額及び支給方法その他給付に関し必要な事項については、政令第五条から第十三条までの規定を準用する。

全部改正〔昭和四二年条例二七号〕

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、給付の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

一部改正〔昭和四二年条例二七号〕

附 則

1 この条例は、昭和二十九年七月一日から施行する。

一部改正〔昭和五七年条例一七号〕

2 当分の間、第三条中「第五条から第十三条まで」とあるのは、「第五条から第十三条まで及び附則第二条から第八条まで」とする。

追加〔昭和五七年条例一七号〕、一部改正〔昭和六〇年条例四九号〕

附 則（昭和三十四年七月十日三重県条例第三十七号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和四十二年七月十一日三重県条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年三月二十九日三重県条例第十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十年十二月二十七日三重県条例第四十九号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定は、昭和六十年十月一日から適用す

る。